備北信用金庫の現況

令和3年 ディスクロージャー

みなさまとともに… BISHIN '21

令和2年4月1日～令和3年3月31日

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫

CONTENTS

ご挨拶…… 1
内部管理基本方針…… 2
リスク管理についての取り組み…… 2
法令等遵守（コンプライアンス）の態勢…… 3
中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取組の状況…… 6
トピックス…… 9
総代会制度…… 10
組織図…… 12
店舗紹介…… 13
営業のご案内…… 14
手数料一覧…… 16
びしんのご案内…… 18
資料編…… 19
信金中央金庫のご案内…… 34

基　本　方　針

備北信用金庫は
地元の皆様ならびに
中小企業の方々の金融機関として
地域社会の発展に寄与する

経　営　方　針

1　中小企業金融の公共性に鑑み、広く地域経済と密着し、その繁栄に奉仕する。

2　経営に創意と総力を結集して、金庫の業容拡大と機能の充実を図り、経営体質の強化に努める。

3　人材の育成を図り、職員の福利増進と生活水準の向上に努め、希望と活気ある明るい職場づくりに努める。

金庫の概要

創　　業：昭和６年11月２日
代 表 者：理事長　柴倉　清
本　　店：岡山県高梁市正宗町1964番地の１
役職員数：91名
店 舗 数：10店舗
会 員 数：7,883名
出 資 金：330百万円
預　　金：122,283百万円
貸 出 金：49,031百万円

（役職員数以下の数字は令和３年３月末現在の数字です。）

ご　挨　拶

盛夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当金庫に対しましては、平素から格別のご支援とご愛顧を賜り厚くお礼を申し上げます。本年もここに、第76期の事業概況と決算の状況につきまして報告するにあたりご挨拶を申し上げます。

昨年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動が大幅に制約され、経済が急速に縮小し、それに対応するため各国の政府や金融当局は、大規模な経済・金融政策を行い、財政・金融両面での対策を総動員した結果、経済活動は日本をはじめ多くの国で回復基調となりました。とりわけ、わが国では、未曽有の景気悪化に対し度重なる補正措置が打ち出され、特別定額給付金や持続化給付金、飲食や宿泊などの需要喚起を目的としたGoToキャンペーンなどの様々な経済対策に加え、金融面においては、資産買入拡大など未曽有の金融緩和が行われ、ワクチン接種による感染リスク低減が期待される中、感染拡大により緊急事態宣言の再発出、延長が行われ、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあります。

当地域の経済においては、少子高齢化・人口減少による社会的構造問題を抱え、個人消費や設備投資は力強さを欠く中、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、社会・経済活動が大幅に制約を受け、景気が落ち込み、とりわけ飲食業などは売上が大きく減少し、深刻なダメージを被りました。

こうした金融経済環境情勢のもと、信用金庫の原点である「相互扶助」の基本理念に基づき、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた事業者や地域などへの支援を最重要課題として位置づけ、預金面においては、「吉備国際大学シャルム岡山高梁応援定期預金」、「夏・冬期の定期預金キャンペーン」に加え、特別定額給付金などの預金滞留、また昨年の10月からは新見市の指定金融機関となり、預金残高は122,283百万円となりました。融資面においては、「新型コロナウイルス感染症対応資金」や「新型肺炎関連緊急特別融資」に取り組むとともに、経営改善、事業承継などの課題解決や事業性評価などのコンサルティング機能強化に努め、貸出金残高は49,031百万円となりました。収支面は、未曽有の金融緩和の下、低金利環境が続く中において、効率的な資金運用と経費節減に努め、厳正な諸償却と引当を行った結果、当期純利益を194百万円計上しました。

令和３年度のわが国経済は、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組みにより社会全体の感染症への対応力が向上し、経済活動が徐々に引き上げられていくものと考えられる中、中期３カ年計画「持続可能なビジネスモデルの構築を目指して」の最終年度として、アフターコロナを生き抜くための経営改善、事業承継などの課題解決に取組むとともに、お客様とのリレーションシップを追求し、地域に根差した協同組織金融機関として、会員、お客様、そして地域が抱える課題解決に尽力し、当地域の経済社会の成長に貢献するとともに、法令遵守に徹し、堅実経営に邁進致します。

令和３年７月

備北信用金庫

理事長　柴　倉　　清

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第５項第５号並びに同法施行規則第23条の規程に基づき、理事会で決議した以下の「内部管理基本方針」に則って、継続的に内部管理の整備を進め、その実効性確保に努める。

1．理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
2．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6．監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7．理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8．監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9．監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10．その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理についての取り組み

金融の自由化・国際化の進展に伴い、規制緩和等により金融機関のビジネスチャンスが拡大する一方で、信用金庫業務に伴うリスクは多様化、複雑化し、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。

当金庫では、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」として制定、各部署が「リスク管理要領」により管理を行い、統括部署として統合的リスク管理委員会がリスク全体を管理しております。統合的リスク管理において、計量されるリスクについては、ＡＬＭ委員会、非計量リスクについてはリスク管理委員会で協議し、常勤理事会へ定期的に報告を行い、各種リスクを総合的に管理し、経営全般にわたりリスクをコントロールする体制の構築に日々努めております。また、監督官庁による検査や考査も定期的に実施されています。

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資部融資課、融資管理課を設置し、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理体制で臨み、加えて大口債権ヒアリングを実施し、取引先の業容の実態把握に万全を期し、不良債権の未然防止に努めております。職員に対してはＯＪＴや外部研修への派遣、本部から営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図っています。なお、自己査定についても厳密に貸出資産を査定し、信用リスクの把握と管理を実施しております。

●市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。また、それらに付随する信用リスク等の関連リスクを含めて市場関連リスクと捉えています。主な市場リスクとしては、金利の変動に伴い利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券価格（株式、債券等）の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替の変動に伴って損失の発生する「為替リスク」があります。当金庫では、ＡＬＭ委員会を設置し、経済情勢、金利、為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、管理手法や各種分析を行っています。そして、安定した収益確保のため、ＡＬＭ管理体制の充実・強化に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、支払準備資産を信金中央金庫等へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制が整っています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、本部監査部門が本支店に対し定期的臨店監査を実施する一方、本支店には店内監査の月例実施を義務付けているほか、日常事務ミス防止のための事務取扱規程やマニュアルの整備、本部事務部門による臨店指導、および日常業務の事務手続き上でのチェック機能が十分働くよう、研修会や各種会議などで職員教育を徹底するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことであります。さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、中国地区信金共同事務センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、また全店の全パソ

コンにセキュリティーシステム、カード管理機を導入し、システムの安全管理と個人情報の漏洩防止を図るため、万全の体制で対応しております。

●法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係わる法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（法令等遵守違反行為）が発生することで金庫の信用の失墜を招き、金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、法令等遵守違反行為に関する報告体制を構築し推進しています。具体的には、各部店の業務執行に伴うリーガルチェックまた新商品・新規業務の開始時のリーガルチェック等をコンプライアンス統括部署と各部署と相互にチェックしリスクの低減を図っています。また、業務全般の法務に関する案件について専門家である顧問弁護士と連携しています。

●評判リスク管理

評判リスクとは、風評、マスコミ報道等により金庫の評判が悪化し、信用が損なわれるリスクであります。当金庫では、透明性の高い経営に努め、各種媒体を利用し積極的にディスクローズし、金庫の健全な経営を広報しています。

内部監査体制について

当金庫では、リスク管理の実効性を高め、不正事件・事務ミス等を防止し、内部管理体制を充実・強化するために内部監査部署「監査部」を設置しています。監査部では、信用金庫の業務運営や資産の健全性確保を図る目的として、業務管理・運営部門から独立した立場から内部管理について適切性・有効性の検証を行い、問題点の是正を図るとともに、監査結果等については理事会に定期報告を行っています。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

コンプライアンスとは、各種の法律・社会のルール・当金庫の内部規程等を遵守し、倫理や社会的な規範を全うすることをいいます。

信用金庫は、地域金融機関として中小企業の健全な発展や住民の方々の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に奉仕するという高い社会的使命を担っています。

社会的責任と公共的使命を全うするためにも法令や社会的規範を遵守し、信用金庫の役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって、透明で公正な業務を遂行する必要があります。

当金庫では、コンプライアンスの実現を最重要課題の一つとして取組んでおり、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたると共に、「内部管理基本方針」を定め、コンプライアンス態勢を整備し、「備北信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル」、「外国為替業務に関するコンプライアンス・マニュアル」、「ホットライン取扱要領」、「公益通報者保護規程」の内部規程、並びに「コンプライアンス・プログラム」を制定し、遵守すべき法令及びルールを明確に、且つ全役職員への周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス統括部署を総務部とし、全店にはコンプライアンス担当者を配置、法令等遵守態勢の充実を図っております。

一方、顧客からの苦情や意見、要望に対して真摯な態度で対応するため、「顧客サポート処理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「利益相反管理方針」を制定し、顧客サポート態勢を構築しております。

当金庫では、皆様により一層信頼される金融機関であり続けるため、今後もコンプライアンスの徹底と実践並びにコンプライアンス意識の高揚に努めてまいります。

顧客保護等管理態勢について

当金庫は、地域の金融機関として「お客様第一の姿勢」「地域密着」に徹し、地域のお客様、地域社会から信頼されるお客様の満足度の高い金庫を目指し、顧客保護、利用者の利便性の向上に役職員一丸となって取組んでおります。

●顧客説明管理態勢

取引や商品に関するお客様への説明と情報提供を適切かつ十分に行うため主管部署を業務推進部としています。

●顧客サポート管理態勢

お客様からのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情等、お客様からのさまざまなご意見を業務改善につなげるため「顧客サポート処理規程」を制定、それらの対応と進捗状況及び処理指示を一元的に管理する部署を総務部としています。

●顧客情報管理態勢

顧客情報の管理の適切性を確保するため「顧客情報管理規程」等制定、顧客情報管理主管部署を事務部とし、顧客情報の適切な保護を図っております。

●外部委託管理態勢

当金庫が業務を外部委託した場合に、顧客保護の観点から、その委託先の管理を適切に行うため「外部委託管理規程」を制定、外部委託先の管理を行っております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1．当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1．当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2．当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
⑴　次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
　①　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
　②　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
　③　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
⑵　①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3．当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
　①　対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
　②　対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
　③　対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
　④　対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4．当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
　また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5．当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17時）に営業店（電話番号は店舗マップを参照下さい）または総務部（電話：0866-22-2191）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総務部または全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備北信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

備北信用金庫は、当金庫の経営方針・経営ビジョンに基づき、お客さまの資産形成・運用に関する業務において以下の取組方針を定め、お客さまのご要望にお応えできるよう、より良い金融商品・サービスの提供を行います。

また以下の取組方針については定期的に検証・見直しを行い、取組み状況を公表いたします。

1．お客さまの最善の利益の追求

お客さまの最善の利益を図るため、お客さまの立場に立ち、お客さまにとって最善の選択となるような商品・サービスを提供します。

●商品の特性やリスクを精査し、お客さまのニーズやライフステージの変化にお応えできるよう、商品のラインナップを適時見直します。
●長期的・安定的な要素を考慮し、お客さまにとって有益になるような商品提供を行います。

2．利益相反の適切な管理

お客さまとの取引時の利益相反について、お客さまの利益を損なうことがないように十分に管理を行います。

●当金庫の定める「利益相反管理方針」に従ってお客さまの利益が不当に損なわれることが無いようにします。
●取扱商品の選定にあたっては、投資運用会社や保険会社等から広く情報を収集し、十分な検討を行います。

3．お客さまへ重要な情報のわかりやすい説明

お客さまの金融知識、投資経験、資産状況や運用目的をお聞きして、お客さまにとってふさわしい商品が選んで頂ける様情報提供を行います。

●ご提案に当たっては、わかりやすい用語表現を使用し、明確・平易な内容の説明を心掛けお客さまにもご理解頂ける様にします。
●商品のご提供後は、アフターフォローを通じて資産の状況や市場動向、運用情報などを適時ご提供します。
●お客さまが負担する手数料やその他費用について、どのようなサービスの対価であるかを含め、その詳細についてお客さまが理解できるよう情報提供に努めます。

4．従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

お客さまの最善の利益を追求するため、金融業務に関し専門性が高い職員を育成し、信頼に応えることができる販売態勢を構築します。

●研修等を通じ職員のスキルアップに努め、コンサルティング能力の向上を図ります。
●適切にお客さま本位の業務運営を行うため、お客様からの声を真摯に受け止め、販売態勢に反映してまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

中小企業者等の経営支援に関する取組み方針

取引先企業や個人のお客様の借入金の返済猶予等を目的とした「中小企業金融円滑化法」が平成25年3月末に終了しましたが、当金庫では中小企業金融円滑化法終了後も「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を継続し、金融の円滑化とお客様と一体となった経営の改善に積極的に取組んでおります。金融円滑化に向けた取組については当金庫ＨＰをご覧ください。（http://www.shinkin.co.jp/bihoku/enkatu/index.html）

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

・総合戦略の実現支援に向けて、地方産品の付加価値向上、販路拡大、観光活性化、まちづくり、農業支援、地元中小企業支援に向けた金融商品やサービスの開発・提供を行っております。
・地方公共団体、地域の団体や観光協会をはじめとする各種団体との関わりから、「町づくり」や「定住促進」、「観光事業」などの地域活性化に向けた取組みに既に多くの役職員が参画し、より実効性の高い地方版総合戦略策定に向けて情報提供・分析や提案を行うなど積極的に参画・関与できる態勢と担当窓口を明確にするために、平成27年２月「地方創生」に関する金庫内体制を整備し、高梁市及び新見市の総合戦略推進有識者会議や高梁川流域連携中枢都市ビジョン懇談会に参画しております。
・平成26年度より中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会、吉備中央町商工会と連携して知的資産経営レポートの作成に取り組み、平成28年度からは事業性評価シートの作成に取り組んでおり、また、合同の勉強会等を開催し、地域の各種団体とともに地域の活性化、地域創生を行っております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

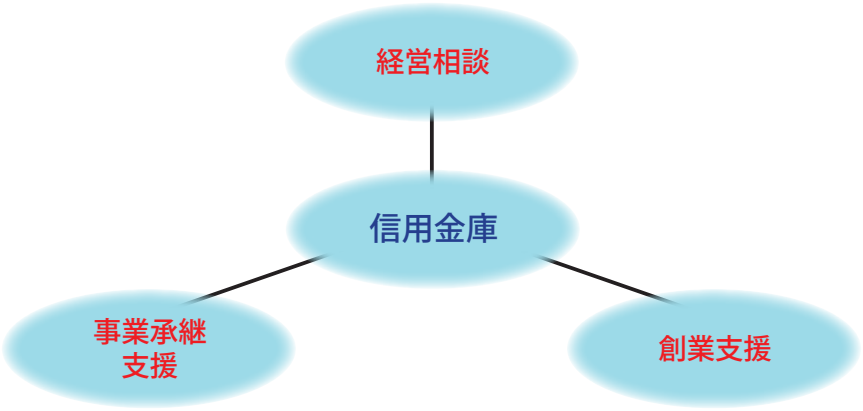

びしん創業者支援融資

平成26年７月より、日本政策金融公庫 倉敷支店・同 津山支店との連携により、両機関の特性を活かし、創業期のお客様に対し円滑な資金供給を行い、事業の発展と活性化を促進するために「びしん創業者支援融資」を取扱いしております。

びしん経営者クラブ

平成29年６月13日に地元企業の若手経営者や事業継承者の方々に、経営に関する研修や情報交換を通じて企業の経営資質向上と経営課題解決を図り、また、会員相互の親睦を目的とする「びしん経営者クラブ」を設立いたしました。

岡山県しんきん合同ビジネス交流会

岡山県内７つの信用金庫、日本政策金融公庫、岡山県産業振興財団等と連携し、ビジネス交流会を開催しております。昨年はコロナ禍の影響により開催することはできませんでしたが例年は20社弱の企業にご参加いただいております。

また、「びしん経営者クラブ」の会員の方々には毎年見学をしていただいています。

経営改善支援

中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会及び吉備中央町商工会と連携して、取引先企業の事業価値を高める経営レポート作成支援に取り組んでおります。また、岡山県中小企業支援ネットワークへの参画やよろず支援拠点やミラサポ、岡山県信用保証協会との連携による専門家派遣制度を活用し、企業の課題解決に向けた取組を図っております。また、商工団体と連携して企業の「価値創造」を目的として専門家と一緒になって「経営デザインシート」を作成しています。将来に向けて持続的に成長するために、将来の経営の基幹となる価値創造メカニズムをデザインして在りたい姿に移行する為のシートを企業様と一緒に作成しています。

事業承継支援

岡山県事業継承ネットワークへの参画や岡山県事業引継ぎ支援センターを活用した事業承継支援に取り組んでおります。

令和元年９月４日には岡山県下の信用金庫などと共同で『岡山県しんきん事業承継プラットフォーム』を立ち上げました。令和２年12月２日には「高梁川流域事業」として事業承継の講演会を開催しました。さらに令和３年２月18日には５社が参加された個別相談会を開催しました。

コロナ対策支援

新型コロナウイルス感染拡大により売上の減少など経営に支障が生じている事業者の方に対して、金利や保証料を優遇した事業資金の提供を行っています。各営業店には専門の相談窓口を設置し、経営に支障が生じている事業者の方に留まらず、影響を受けられた個人の方に対しても借入金の返済の見直しなどのご相談に応じております。

地域の活性化に関する取組状況

シャルム応援定期預金

〝なでしこ２部リーグ〞の復帰を目指している「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁」を応援するため、令和３年３月１日から５月31日まで定期預金「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁応援定期」を販売いたしました。

びしんファミリーローン「絆」

個人向けの消費資金融資において、担保や保証に過度に依存しない融資商品として、平成29年11月より「びしんファミリーローン『絆』」を取り扱っております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和２年度
新規に無保証で融資した件数	10件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.90%
保証契約を解除した件数	８件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	０件

備北信用金庫と地域社会

～この街と生きていく～

お客様（会員）

会員数【7,883人】
出資金残高【330百万円】

預金積金・出資金

貸出金・支援サービス

備北信用金庫

役職員数：91人
営業店舗数：10店舗

預金積金等に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて引き続き努力してまいります。

【預金積金残高】　122,283百万円
個人　87,325百万円
法人　20,973百万円
地公体　13,984百万円

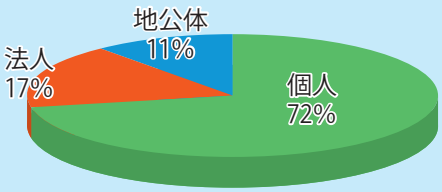

貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預かりした預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、当金庫営業エリア内に所在する中小企業、個人、地方公共団体に対し、令和３年３月末は下記のようにご融資させていただいております。

【貸出金残高】　49,031百万円
○事業者向け　設備資金　9,869百万円
運転資金　17,860百万円
○個人向け　住宅資金　7,967百万円
消費資金等　4,938百万円
○地方公共団体向け　8,394百万円
○預金に占める貸出金の割合　40.09%

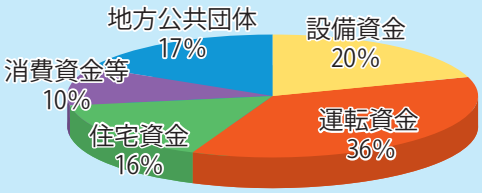

貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした資金の一部は有価証券等で運用しています。資金の公共性に鑑み、安全性や収益性に留意して、信金中金の預け金での運用を中心に行っています。有価証券の運用については、安全性第一を心掛けて厳格な運用を行っています。

預け金残高【46,938百万円】
有価証券残高【31,702百万円】
預金積金に占める有価証券の割合【25.92%】

今期決算に関する事項

貸出金をはじめ、低金利下での各種運用利回の低下など厳しい状況の中、効率的運用と経費節減また厳正な償却と引当を行った結果、当期利益194百万円を計上することができました。なお、出資金に対する配当率は３%にさせていただきました。

自己資本比率【16.65%】

〔各種残高・数値は令和３年３月31日現在〕

文化的・社会的貢献に関する事項

【信用金庫の日（6月15日）】

全国信用金庫協会では昭和26年６月15日、「信用金庫法」が施行されたことを記念して、毎年６月15日を「信用金庫の日」として定めています。平成８年から業界の統一事業として取組み、当金庫においても各店イベントの他、清掃活動などのボランティア活動を行っています。

【地域の文化社会活動への取組み】

４月・「シャルム応援定期預金」の取扱い
５月・コロナ対策の為休日相談会開催
　　・管内の病院・歯科医院へマスクの贈呈
９月・「シャルム応援定期預金」の支援金贈呈式
11月・備中松山城清掃活動のボランティア
　　・管内小学校へコロナ予防の除菌シートを贈呈
２月・事業承継個別相談会の実施
３月・令和3年度新入学児童へノート・鉛筆を贈呈

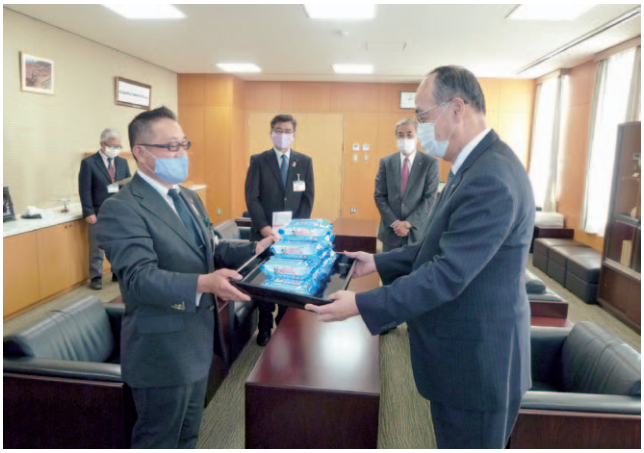
小学校へコロナ対策のシートを贈呈

吉備国際大学シャルムへ支援金贈呈

事業承継講演会を開催

備中松山城清掃活動

新入学児童へ学用品をプレゼント

1．総代会制度について

信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした、協同組織の金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に、会員１人１人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取組んでおります。

総代会は、会員１人１人の意見を適正に反映するための、開かれた制度です。

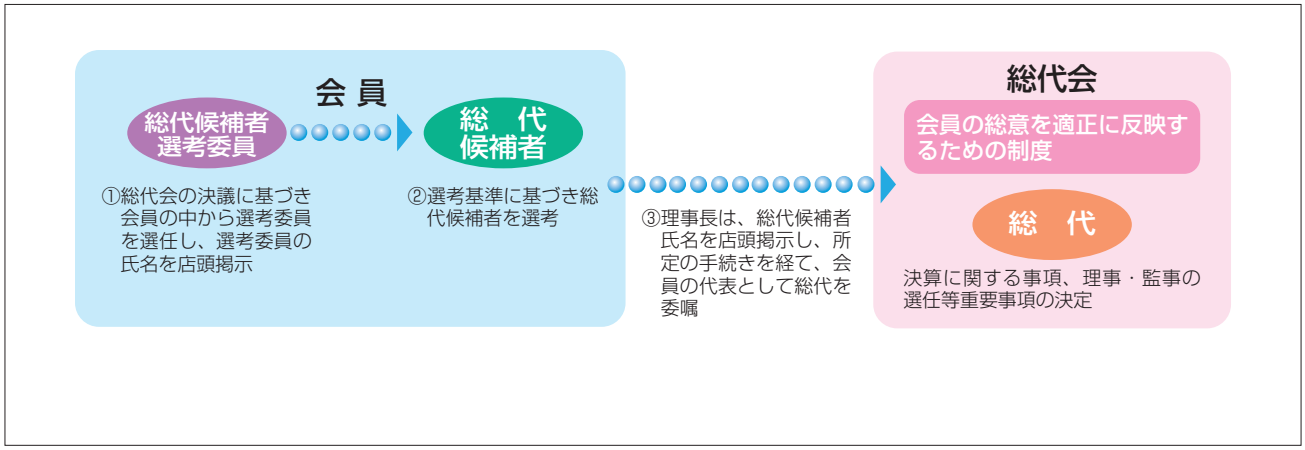

2．総代とその選任方法

⑴総代の任期・定数

・総代の任期は３年です。

・総代の定年は80歳です。但し、任期の途中で年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わります。

・総代の定数は90人以上110人以内です。

なお、令和３年３月31日現在の会員数は7,883人です。

⑵総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

（注）総代候補者選考基準：総代選任規程（総代候補者の選考基準）より抜粋

1　総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。

2　総代候補者の選考基準は次のとおりとする。

①地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。

②政治に対して中立であるべきことから、政治活動的色彩がない人物であること。

③金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。

④地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。

⑤事業者の場合は、経営内容が良好であること。

等々

＜総代が選任されるまでの手続について＞

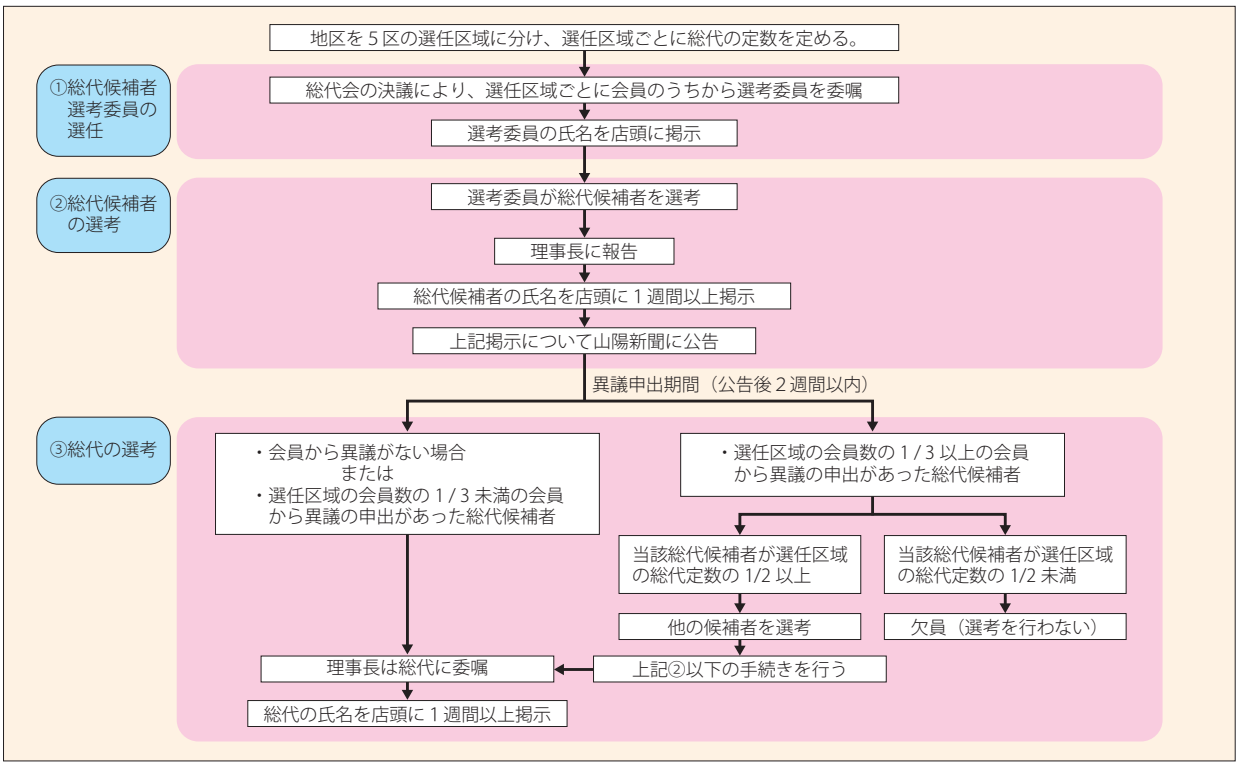

３．第76期（令和2年度）通常総代会の決議事項等

令和３年６月21日（月）に開催しました第76期通常総代会におきまして、下記の事項が付議され、原案のとおり承認可決されました。

・報告事項

第76期（令和２年度）業務報告、貸借対照表、及び損益計算書の報告の件

・決議事項

第１号議案　剰余金処分案承認の件
第２号議案　理事任期満了並びに理事定年退任に伴う選任の件
第３号議案　退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
第４号議案　総代候補者選考委員15名選任の件

（令和3年6月21日）

４．総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

	区　域	人数	総　代　氏　名
第一区	**高梁市**（川端町・内山下・本町・新町・片原町・石火矢町・御前町・小高下町・頼久寺町・伊賀町・寺町・向町・奥万田・和田町・柿木町・大工町・鍛冶町・下町・中間町・間之町・中之町・荒神町・八幡町・津川町・川面町・高倉町・宇治町・松原町・巨瀬町・有漢町）	21名	赤木　頼男⑥　今井　裕一⑧　大月　孝之⑥　尾崎　則夫②　小野　和夫⑦ 河本　正夫⑧　小坂　功⑥　五島　章友③　佐々木征二⑩　島　一郎④ 須山　知昭⑩　武南　俊明②　田中　守⑪　徳田　勝俊④　仲田　泰彦⑨ 中村　宏史③　原　真吾②　樋口　尚也③　平井　清志⑥　平山　寿男⑤ 福瀧　一⑦
第二区	**高梁市**（鉄砲町・弓之町・南町・東町・松原通・正宗町・栄町・旭町・横町・段町・中原町・浜町・上谷町・下谷町・原田北町・原田南町・大久保・玉坂・楢井・山之上・松山・河内谷・広瀬・玉川町・落合町） **総社市** **全区を除く岡山県全域**	23名	赤木　哲郎⑤　秋岡　一成⑤　安藤　建司⑨　内田　秀和⑦　太田　伯男⑨ 大森　一生⑦　荻田　和義⑪　片岡　康平⑦　川上　備之⑥　小林　重樹⑨ 小林　廣士⑨　小見山　豊⑥　中村　為男⑪　西　義典⑨　西平　英樹④ 藤岡　孝②　本多　茂⑤　松本　圭司⑨　森下　一臣⑦　森下　貴⑥ 森田　通洋⑧　薬師寺龍盾③　安原　幹人⑦
第三区	**高梁市**（中井町） **真庭市**（旧上房郡北房町・真庭郡落合町） **加賀郡吉備中央町**	11名	石田　誠司④　河部　勝行⑤　小山　実②　佐藤　勉⑩　志田　知之⑧ 芝村　啓三②　滝澤　昇⑧　豊田　裕幸⑧　沼本　洋介③　藤森　和典⑨ 丸山　茂紀⑫
第四区	**高梁市**（成羽町・川上町・備中町） **井原市美星町**	11名	池田　英貴②　石田　芳生②　木口　健②　西川　政義⑤　東　健次③ 平松　敬史②　古米　裕治⑥　三宅　亮三⑨　宮本　博行⑫　吉岡　稔貢④ 渡邉　酵造⑨
第五区	**新見市** **鳥取県日野郡日南町** **鳥取県日野郡日野町** **真庭市**（除、旧上房郡北房町・真庭郡落合町） **真庭郡**	29名	赤木　富雄⑧　石田　實⑤　岩元　博⑤　上田　久志②　榎　功貴② 大谷　國治③　大西　洋⑧　岡崎　平②　尾崎　浩司②　小野　博⑧ 小河　俊文②　小林　義和③　斎木　茂⑥　佐々木建一⑤　杉本　一夫② 杉本　守②　仙石　隆久①　相知　賢司②　田中　将彦②　田原　豊年⑧ 長江　勝美③　中曽　孝之⑧　林田　昌吾③　松浦　英造⑦　松本　敏⑧ 丸山　悟②　宮本　邦之②　森　守⑧　山田　孝文②

※お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点からご承認を頂いて記載しております。　2021年6月現在95名（五十音順、敬称略）

〈総代の属性別構成比〉　※業種別の構成比は、法人代表者等、個人事業主に限る。

職業別	法人代表者等82%、個人事業主７%、個人10%
年代別	80歳代７%、70歳代40%、60歳代30%、50歳代20%、40歳代２%
業種別	卸・小売業41%、建設業30%、サービス業11%、製造業９%、その他７%

組　織　図

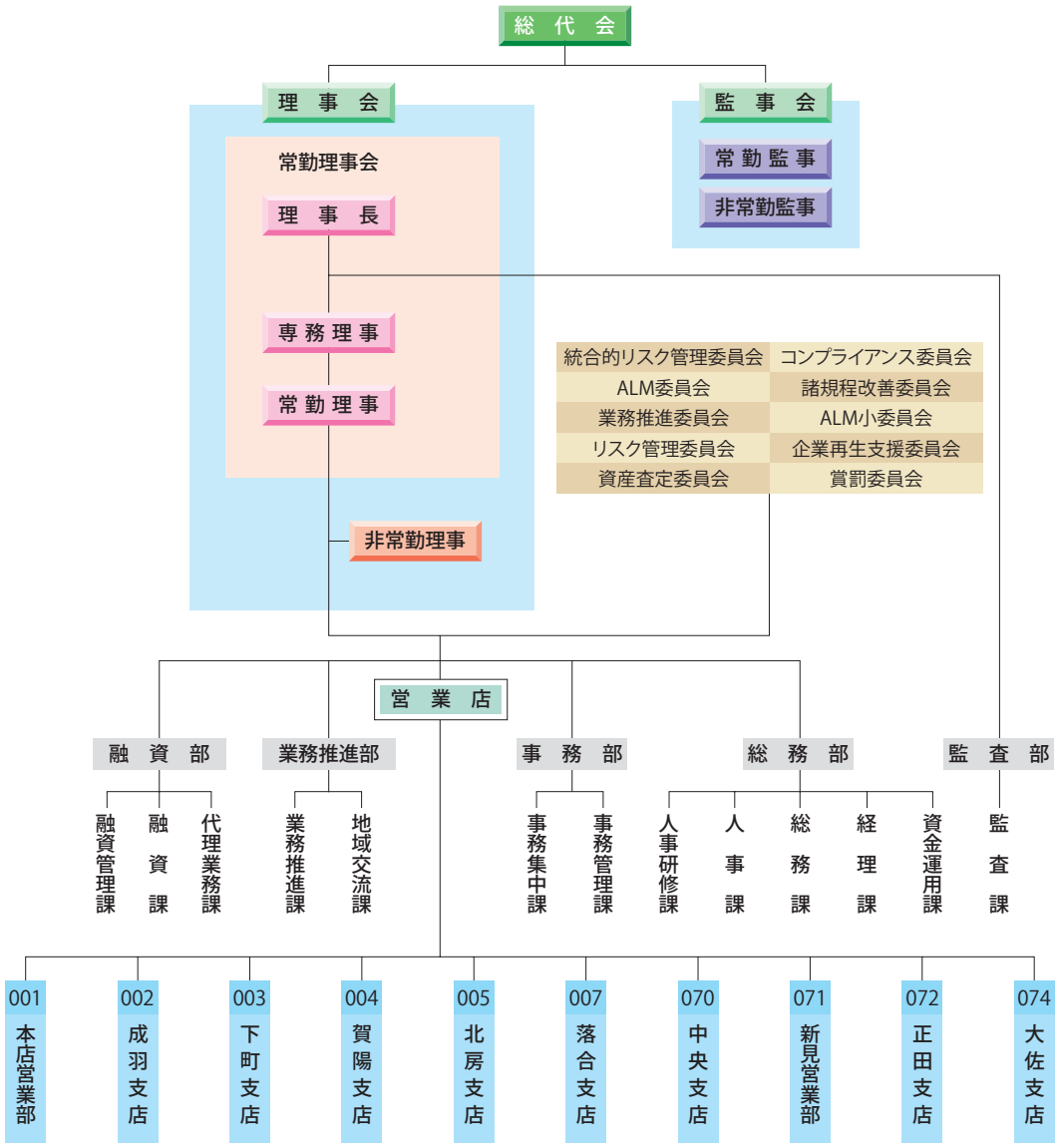

役　員

理事長（代表理事）	柴倉　清	
専務理事（代表理事）	岡田誠治	
常勤理事	金地正晴	
常勤理事	福本智之	
常勤理事	河野訓秀	
理事	中村浩巳	（※1）
理事	宮﨑和司	（※1）
理事	磯村尚子	（※1）
常勤監事	西井孝行	
監事	大森國正	
監事	永井芳郎	（※2）

2021年6月末現在

（※1）理事　中村浩巳、宮﨑和司、磯村尚子は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）監事　永井芳郎は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。

001本店

002成羽支店

003下町支店

004賀陽支店

005北房支店

007落合支店

070中央支店

071新見営業部

072正田支店

074大佐支店

■営業地区

岡山県全域
鳥取県日野郡日野町・日南町

■店舗一覧及び店内ＡＴＭ設置状況

店番	店　名	住　　所	電話番号	キャッシュコーナーの稼働時間	
				平日	土･日･祝日
001	本　　店	高梁市正宗町1964番地の1	(0866)22-2191	8:45～19:00	8:45～19:00
002	成羽支店	高梁市成羽町下原963番地の2	(0866)42-2644	8:45～19:00	8:45～19:00
003	下町支店	高梁市下町23番地	(0866)22-2376	8:45～18:00	—
004	賀陽支店	加賀郡吉備中央町竹荘486番地の2	(0866)54-1335	8:45～19:00	8:45～19:00
005	北房支店	真庭市上水田2998番地の3	(0866)52-3151	8:45～18:00	—
007	落合支店	高梁市落合町阿部1282番地の3	(0866)22-1500	8:45～18:00	—
071	新見営業部	新見市高尾2482番地の1	(0867)72-4411	8:45～19:00	8:45～19:00
070	中央支店	新見市新見866番地の1	(0867)72-2160	8:45～18:00	—
072	正田支店	新見市正田257番地の11	(0867)72-0724	8:45～19:00	8:45～19:00
074	大佐支店	新見市大佐小阪部1501番地の2	(0867)98-2878	8:45～18:00	—

■店外ＡＴＭ設置場所

	所　在　地	キャッシュコーナーの稼働時間	
		平日	土・日・祝日
A	ポルカ天満屋ハピータウン	10:00～20:00	10:00～19:00
B	イズミゆめタウン高梁店	9:30～20:00	9:30～19:00
C	吉備国際大学	9:00～17:00	—
D	新見市役所	9:00～17:00	—
E	高梁市役所（共同設置）	9:00～18:00	—

■関連会社

該当ありません

■融資

●主な事業者向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
びしん経営改善・発展融資「はばたき」	潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	5,000万円以内	10年以内
びしん経営改善・発展融資別枠特例「かがやき」	当金庫と融資取引が１年以上あり、潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	当金庫メイン先 １億5,000万円以内 準メイン先等　１億円以内	10年以内
びしん企業再生支援融資「いぶき」	経営を改善し発展を図るために必要な資金をご融資するものです。（運転資金・設備資金）	１億円以内	７年以内
商工会議所並びに商工会会員特別融資	地元商工会議所・商工会会員事業所の経営改善・安定を図って行くために原則担保・保証に依存しない資金をご融資するものです。	法人1,000万円 個人事業主 500万円以内	５年以内
びしん企業支援特別融資「サポート」	原則１年以上継続して事業を営んでいる方で経営改善、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金をご融資するものです。	1,000万円以内	最高10年以内
びしんビジネススピードローン	事業運営に必要な運転資金及び設備資金。	300万円以内	最高７年以内
事業者カードローン「アシスト」	事業運営に必要な小口資金をスピーディーに反復利用いただくものです。	500万円以内	法人３年 個人１年
びしん創業者支援融資制度	創業前・創業後のお客さまに対し、円滑な資金供給を行うものです。	1,000万円以内	最高10年以内

●主な個人向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
しんきんカードローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	３年毎更新
びしんカードローン「きゃっする」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～500万円以内	５年毎更新
びしんカーライフプラン	新車・中古車購入、車検・修理等費用、借り替えをご融資するものです。	1,000万円以内	10年以内
しんきん個人ローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
びしん職域サポートローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
びしんクイックフリープラン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～1,000万円以内	10年以内
びしんフリーローン1000	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～1,000万円以内	10年以内
びしんレディースローン「さくらさん」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	５年以内
びしんファミリーローン「絆」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちのシニア層向けのローンです。お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	100万円以内	10年以内
しんきん教育プラン	大学・短大・大学院等の学校納付金をご融資するものです。	1,000万円以内	16年以内
びしん学資ローン(当座貸越型)	学校の納付金、就学に付随してかかる費用をご融資するものです。	50～300万円	５年以内
びしん福祉プラン	高齢者・心身障害者に役立つ設備購入にご融資するものです。	500万円以内	10年以内
びしんおまとめフリーローン	お使いみちは自由です。	10～1,000万円以内	15年以内
びしん住宅ローン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	5,000万円以内	35年以内
びしんマイホームプラン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	100～6,000万円以内	35年以内
びしん無担保リフォームローン	住宅の増改築資金をご融資するものです。	50～300万円以内	10年以内
リフォームローン・エコ	エコ関連設備の購入・設置資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
びしん周期固定住宅ローン「楽しいわが家」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	１億円以内	35年以内
リフォームローン「匠」	住宅に関するリフォーム資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	1,500万円以内	20年以内
びしん住宅ローン「だんらん」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	8,000万円以内	35年以内

■各種サービス業務

サービス名	内　容
為替サービス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キャッシュサービス	当金庫の本支店及び全国の信用金庫、また他の提携金融機関でもキャッシュカードを使って現金のお引出しができます。
ＡＴＭ振込	ＡＴＭからお振込ができます。
自動受取り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自動支払い	電気料、水道料、電話料、ＮＨＫ受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
定額自動送金	毎月定期的な振込先(駐車料、家賃、学費など)を登録していただくことで煩雑な振込事務のお手伝いをします。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。（貸金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ね下さい。）
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
アンサーシステム	お手元の電話やファクシミリ・パソコンで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会及び振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホームバンキング	多機能電話・パソコンによりお客様が残高、振込の照会や当金庫本支店間及び他金融機関宛への振込・振替ができます。
ファームバンキング	専用端末機・パソコンにより総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
インターネットバンキング	お手持ちの携帯電話やパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、定期預金取引、サービス利用中の追加予約申込、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
(法人向け)インターネットバンキング	お手持ちのパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、預金取引、ファイル伝送、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
テレホンバンキング	一般電話・携帯電話・ＰＨＳから、お客様が当金庫に開設されている口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替依頼内容照会および振込・振替のお取引を行うサービスです。
でんさいネット	手形に代わる新たな決済手段として、株式会社　全銀電子債権ネットワークの電子記録債権「でんさい」の取扱いを開始しました。
デビットカードサービス	全国の加盟店で、お手持ちのキャッシュカードを利用してお支払いいただけるカードサービスです。
びしん通帳アプリ	通帳の発行を行わないで、残高や口座の履歴をスマートフォンで確認できるサービスです。

■預金

種類		内容	期間	お預け入れ金額
普通預金	普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
	総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金及び定期積金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
	決済用普通預金	ペイオフ解禁後も、預金保険制度により全額保護される預金です。新規口座開設および現在ご利用中の「普通預金」「総合口座」を決済用普通預金に切換えることもできます。但し、無利息となります。	出し入れ自由	1円以上
	教育資金一括贈与専用普通預金	「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」にもとづき教育資金の一括贈与を受けた教育資金の管理をする口座です。	教育資金の引出し	預入限度1,500万円以内
貯蓄預金		貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れ、10万円以上で残高に応じて高利回りとなります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金		会社や商店のお取引に安全便利な小切手をご利用いただく預金で、効率的な資金管理にも最適です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金		まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置7日以上	1万円以上
納税準備預金		納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上
定期預金	大口定期預金	市場実勢金利を適用し、ご預金の中で最も有利な金利となっております。大口資金の運用に適した預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りがご利用いただけます。	1ヶ月以上5年以内	500円以上
	変動金利定期預金	お預け入れ日の6ヶ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、3年	500円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で、お預け入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでもお引出しできます。	最長3年	500円以上300万円未満
	定額複利定期預金	個人の方のみご利用いただけ、お預入から6ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由。長く預けるほど金利がアップする半年複利の有利な定期預金です。	最長5年	500円以上1,000万円未満
	年金まごころ定期	金庫で公的年金及び企業年金の受給口座を有する方に金利を優遇します。	1年	年金1件につき100万円以内
	ふくろう定期	金庫で公的年金及び企業年金の受給口座を有する方に金利を優遇します。	1年	1,000万円以内
	退職金専用定期預金	退職金を受け取られた方で当金庫でお取扱いできる地域にお住いまたはお勤めの方（退職日から12か月以内の預け入れに限る）	3ヶ月、1年	100万円以上退職金の範囲内
	相続専用定期預金	相続により取得した資産をお預けいただける個人（相続時から1年以内の預け入れに限る）	3ヶ月、1年、3年	100万円以上相続預金の範囲
	シャルム応援定期	「吉備国際大学シャルム岡山高梁」を応援するための預金です。預入総額に応じて支援金を贈呈します。	1年	年度により最低預入額があります
定期積金	定期積金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	1年、2年、3年、4年、5年	1,000円以上
	スマイルライフ定期積金	一定の長期にわたり大きな目標の金額を積立てることができます。	6年、7年、8年、9年、10年	契約額が100万円コース～1,000万円コース
	寿積金	金庫で公的年金及び企業年金の受給口座を有する方に金利を優遇します。	2年、3年	1万円以上5万円以内で1万円単位
	きっず	契約日時点で中学生以下の子供がいる世帯でご利用できます。	3年、4年、5年	1万円以上10万円以内
	職域サポート積金	「職域サポート契約」を締結した企業の役員・従業員の方がご利用できます。	3年、4年、5年	5千円以上5万円以内
財形預金	財形年金預金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	500円以上
	財形住宅預金	毎月の給料からの天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	500円以上
	一般財形預金	毎月の給料からの天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	500円以上
譲渡性預金		大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上

■証　券

国債、個人向け国債	一般の国債に加え、個人向け国債の募集も取扱っております。
投資信託	投資信託の窓口販売を取扱っております。

■保　険

生命保険の窓口販売	定額個人年金保険・一時払終身保険・がん保険・医療保険・学資保険の窓口販売を取扱っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・団体傷害保険・債務返済支援保険・海外旅行保険などの損害保険の窓口販売を取扱っております。

■その他の業務のご案内

当金庫は以上の業務のほかに次の業務（サービス）を行っております。

1. 代理業務	住宅金融公庫をはじめ各種政府関係金融機関等の業務の代理
2. 保証業務	債務の保証
3. 保護預り業務	お客様の大事な財産（有価証券、貴金属等）の保護預り、貸金庫
4. スポーツ振興くじ払出し業務	スポーツ振興くじ（toto）当せん金の払い戻し（本店営業部・新見営業部）
5. 個人型確定拠出年金の取扱	国民年金基金連合会の取扱う商品の受付
6. 信託の取次	信金中金の取扱う信託の取次
7. 遺言信託・遺産整理	株式会社山田エスクローが取扱っているサービスの取次業務（媒介）

預金・融資・証券・保険・各種サービス・その他業務等の内容につきまして、詳しくは当金庫窓口及び各担当者にお問い合わせ下さい。

■為替手数料

種類			区分	手数料
店頭振込	自店内振込	本人振込（入金）	※但し、普通預金で通帳がない場合は一律220円	無料
		本人以外からの振込	3万円未満	220円
			3万円以上	440円
	ネット入金を含む振込手数料	当金庫本支店	3万円未満	330円
			3万円以上	550円
		他金庫・他行	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
ＡＴＭ ※現金による10万円超のお振込みはできません。		自店内	当金庫キャッシュカード利用	無料
			3万円未満	110円
			3万円以上	330円
		当金庫本支店	当金庫キャッシュカード利用	無料
			3万円未満	220円
			3万円以上	440円
		他金庫・他行	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
自動送金		自店内	一律	110円
		当金庫本支店	3万円未満	110円
			3万円以上	330円
		他金庫・他行	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
インターネットバンキング（オンライン取引）		自店内 当金庫本支店	3万円未満	無料
			3万円以上	
		他金庫・他行	3万円未満	275円
			3万円以上	385円
インターネットバンキング（データ伝送）、ファームバンキング、ホームバンキング、テレフォンバンキング		自店内	3万円未満	無料
			3万円以上	
		当金庫本支店	3万円未満	110円
			3万円以上	330円
		他金庫・他行	3万円未満	440円
			3万円以上	660円
代金取立		同一手形交換所内	割引・担保・取立手形	220円
			小切手	220円
		同一手形交換所外	普通扱い	660円
			至急扱い	880円
		株式配当金 送金小切手	株式配当金手数料	110円
			普通扱い	660円
その他			不渡手形返却料	660円
			取立手形組戻料	660円
			振込・送金の組戻料	660円
			取立手形店頭呈示料	660円

（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■発行手数料

種類			手数料
手形・小切手	小切手帳（50枚綴り）	1冊	880円
	約束手形帳（50枚綴り）	1冊	1,100円
	為替手形帳（25枚綴り）	1冊	550円
	マル専手形紙交付料	1枚	550円
	マル専手形事務取扱手数料（割賦販売）	1通	3,300円
自己宛小切手		1枚	550円
ＩＣキャッシュカード		1件	880円
残高証明書	当金庫所定帳票（※同一日付、顧客ごと）	1通	550円
	当金庫所定帳票以外（※同一日付、顧客ごと）	1通	2,200円
	監査法人向け（※同一日付、顧客ごと）	1通	3,300円
取引履歴照会	各種（1オペレーション当り） ※但し、用紙10枚超はプラス枚数分（1枚55円）	1件	550円
	ＣＤ－ＲＯＭ、ＣＯＭからのコピー	1枚	55円
個人情報開示	開示請求	1枚	1,100円
	開示請求に係る送料（送付の場合）		依頼人実費負担

■再発行手数料

種類		手数料
キャッシュカード（ＩＣ・ＭＣ）　※紛失・盗難時のみ徴求	1件	1,100円
通帳・証書	1件	1,100円

■両替・金種指定払・硬貨取扱手数料

種類	紙幣・硬貨合計枚数	手数料
両替（窓口）・金種指定払	50枚以下	無料
	51枚～200枚	110円
	201枚～1,000枚	100枚毎に110円加算
	1,001枚～2,000枚	1,100円
	2,001枚以上	1,000枚毎に220円加算
	※合計枚数は、お持込み枚数、またはお受取り枚数のいずれか多い方となります。	
両替（両替機）（1回の上限枚数1500枚）	1枚～500枚	100円
	501枚～1,000枚	200円
	1,001枚～1,500枚	300円
	※当金庫キャッシュカードをお持ちの方は1日1回50枚以下の両替は無料です。	
硬貨取扱（入金等）	500枚以下	無料
	501枚～600枚	550円
	601枚～1,000枚	100枚毎に110円加算
	1,001枚～2,000枚	1,100円
	2,001枚以上	1,000枚毎に220円加算
機械で計算できない硬貨の入金および両替	1枚～50枚	無料
	51枚～200枚	550円
	201枚以上	100枚毎に550円加算
	※機械での計数が可能な硬貨・記念硬貨・火災等災害による損貨の場合を除きます。 ※50枚以下のお取引につきましては、お一人さま1日1回に限り、無料といたします。 ※当金庫職員によります集金扱いは、上記手数料に1,100円加算されます。	

（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

■融資事務手数料

種類			手数料
新型住宅ローンへの変更			5,500円
不動産担保調査事務	住宅ローン	融資額1,000万円以下	38,500円
		融資額1,000万円超	55,000円
	事業性・非事業性	設定額2,000万円以下	16,500円
		設定額2,000万円超	27,500円
	変更登記に係るもの （追加設定・極度変更・担保差替・担保譲渡・担保一部抹消） ※新規設定と追加設定・極度設定・順位変更・担保差替・担保譲渡等を同時に行う場合は、新規設定手数料のみ申し受けます。また、当初より建物建築を予定しており、後日追加担保として差し入れることが条件となっている場合は追加設定手数料は必要ありません。		11,000円
	（根）抵当権抹消手数料 ※但し、平成24年4月2日以降に設定されたもののみ適用します。		5,500円
ＡＢＬ等設定	動産譲渡担保権設定、債権譲渡担保権設定登記等に係る事務手数料 ※動産譲渡担保権設定登記、債権譲渡担保権設定登記を同時に行う場合には1件とみなします。 ※法人で不動産担保設定を行う場合には、不動産担保調査事務手数料と合わせてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。 ※個人の方も、物件調査手数料としてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。		22,000円
	延長登記		11,000円
	抹消（一部および全部）		5,500円
融資繰上げ返済	住宅ローン （内入金額又は繰上償還金額に応じ手数料を徴求）	100万円未満	11,000円
		500万円未満	33,000円
		500万円以上	55,000円
		「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸付日（平成29年2月1日以降）より10年以内の繰上げ返済の場合	元金×弁済時約定金利
	事業性資金 （アパートローン含む）	一部繰上げ	11,000円
		全額繰上げ、償還実績10年以下	33,000円
		全額繰上げ、償還実績10年超	無料
		「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸付日（平成29年2月1日以降）より5年以内の繰上げ返済の場合	元金×弁済時約定金利 ×残融資期間÷2
融資条件変更	（個人ローン除く） ・借入期間・返済日・返済額等の変更 ・金融円滑化に係る条件変更は、複数の同時申込でも1件とみなす。		11,000円
全国保証（株）住宅ローン			55,000円
債務保証書発行　新設（１通当り）			11,000円
融資証明書			融資金額 × $\frac{2}{10,000}$ × 1.1

（注）記載の金額には、消費税10%が含まれています。

※全国保証付保住宅ローンの場合は、不動産担保調査事務手数料は不要です。
※全額繰上完済及び担保抹消を行う場合には、それぞれの手数料が必要です。
※個人ローンの「融資条件変更手数料」、「融資繰上返済手数料」は不要です。
※当金庫条件による一部内入及び全額繰上返済については手数料は不要です。
※「期限前返済に関する特約書」徴求先で定めた期間経過後に期限前返済する場合には、通常の「融資繰上返済手数料」が必要です。

■その他手数料

種類	区分		手数料
貸金庫使用料（年間）	本店（総務部）	B6（深）	16,500円
		B6（浅）	11,000円
		B9	11,000円
		B12	7,700円
	新見営業部	A	16,500円
		B	11,000円
		C	7,700円
		D	5,500円
	大佐支店		11,000円
国債保護預り手数料　（年間）			1,320円
個人向け国債保護預り手数料　（年間）			無料
ＡＮＳＥＲ基本料（月額）	入出金明細通知		1,100円
ホームバンキング基本料（月額）			1,100円
ファームバンキング基本料（月額）			3,300円
インターネットバンキング基本料（月額）	個人		無料
	法人	オンライン取引のみ	1,100円
		データ伝送取引	3,850円
夜間金庫利用料（月額）			2,200円

当　金　庫　の　歩　み

昭和６年11月２日	有限責任高梁信用組合を創立
昭和20年５月22日	高梁信用組合、第一回通常総代会を開催（第１期）
昭和27年３月	信用金庫法により高梁信用金庫に組織変更
昭和27年５月	備北信用金庫に改称
昭和28年５月	成羽出張所開設（川上郡成羽町大字下原809番地）
昭和31年８月	成羽出張所、支店昇格、店舗新築移転（川上郡成羽町大字下原790番地の１）
昭和32年８月	駅前出張所開設（高梁市栄町1344番地）
昭和40年２月	賀陽出張所開設（上房郡賀陽町竹荘491番地）
昭和46年５月	駅前出張所移転（高梁市栄町1942番地の１）
昭和49年６月	賀陽出張所、支店昇格
昭和51年11月	本店新築移転（高梁市正宗町1964番地の１）
昭和51年11月	駅前出張所廃止、旧本店、下町支店として発足
昭和53年２月	成羽支店新築移転（川上郡成羽町大字下原963番地の２）
昭和53年７月	預金量100億円達成
昭和55年５月	北房支店開設（上房郡北房町上水田2998番地の３）
昭和57年９月	賀陽支店新築移転（上房郡賀陽町竹荘486番地の２）
昭和59年７月	預金量200億円達成
昭和59年11月	下町支店新築
昭和60年11月	落合支店開設（高梁市落合町阿部1282番地の３）
平成元年６月	預金量300億円達成
平成６年４月	預金量400億円達成
平成７年３月	経営体質の強化・効率化を目指すべく、３月17日に新見信用金庫と合併調印を行う。
平成７年10月	新見信用金庫と合併し、10月16日より新生「備北信用金庫」（預金量659億円）としてスタートする。（営業地域は新見市、阿哲郡、真庭郡、鳥取県日野郡日野町・日南町に拡大し、10店舗となる）
平成８年７月	預金量700億円達成
平成８年11月	正田支店新築移転（新見市正田257番地の11）
平成10年９月	中央支店新築
平成12年２月	びしん事務センター新築
平成12年10月	びしん事務センターでパソコン教室を開講
平成14年３月	金庫創立50周年記念式典開催
平成14年10月	岡山県統一手形交換スタート
平成14年12月	預金量800億円達成
平成18年４月	投資信託販売開始
平成18年10月	預金量900億円達成
平成21年４月	預金量1,000億円達成
平成25年５月	預金量1,100億円達成
令和元年６月	預金量1,200億円達成

びしん１年間の歩み（令和２年度）

令和２年

- ４月　・新型コロナ対策のためマスクを管内の病院へ贈呈
- ５月　・新型コロナ対策のため休日相談会を開催
- ６月　・通常総代会を開催
- ７月　・「ＷＥＢ完結ローン」の取扱開始
- ９月　・シャルム応援定期預金の資金贈呈
- 11月　・小中学校へ新型コロナ感染予防の除菌シートを贈呈
- 　　・備中松山城の清掃ボランティア活動を実施
- 12月　・高梁川流域事業で事業承継の講演会を開催

令和３年

- ２月　・事業承継の個別相談会を開催
- ３月　・新入学児童に学用品を贈呈

■貸借対照表

（単位：千円）

（資産の部）	75期（令和2年3月31日）	76期（令和3年3月31日）
現金	**1,015,565**	**1,052,745**
預け金	**40,682,003**	**46,938,638**
買入金銭債権	**306,351**	**4,260,914**
金銭の信託	**10**	**10**
有価証券	**29,335,759**	**31,702,925**
国債	507,912	507,385
地方債	3,755,351	4,436,748
社債	18,084,158	19,393,577
株式	539,950	948,278
その他の証券	6,448,386	6,416,936
貸出金	**47,376,423**	**49,031,447**
割引手形	233,781	118,226
手形貸付	2,313,799	2,253,679
証書貸付	42,096,048	44,417,362
当座貸越	2,732,794	2,242,178
その他資産	**675,802**	**706,219**
未決済為替貸	6,322	10,737
信金中金出資金	521,200	521,200
前払費用	113	82
未収収益	136,132	162,643
その他の資産	12,033	11,556
有形固定資産	**895,834**	**914,509**
建物	190,971	182,300
土地	636,510	636,510
リース資産	－	23,300
その他の有形固定資産	68,353	72,398
無形固定資産	**4,922**	**4,560**
ソフトウェア	2,739	2,378
その他の無形固定資産	2,182	2,182
前払年金費用	－	**429**
繰延税金資産	**104,631**	－
債務保証見返	**336,669**	**317,363**
貸倒引当金	**△506,528**	**△502,676**
（うち個別貸倒引当金）	△470,769	△428,742
資産の部合計	**120,227,446**	**134,427,087**

吹屋ふるさと村

（単位：千円）

（負債の部）	75期（令和2年3月31日）	76期（令和3年3月31日）
預金積金	**109,625,799**	**122,283,123**
当座預金	1,795,052	2,024,911
普通預金	34,044,525	44,778,883
貯蓄預金	12,761	13,481
通知預金	15,173	132,173
定期預金	65,669,457	67,400,196
定期積金	7,543,531	7,316,330
その他の預金	545,297	617,145
借用金	**382,000**	**1,363,500**
借入金	382,000	1,363,500
その他負債	**226,177**	**200,775**
未決済為替借	13,568	15,195
未払費用	26,738	24,760
給付補填備金	4,340	2,976
未払法人税等	106,685	56,930
前受収益	10,219	4,916
職員預り金	36,950	45,380
リース債務	－	23,300
その他の負債	27,675	27,315
賞与引当金	**32,554**	**31,805**
退職給付引当金	**11,757**	－
役員退職慰労引当金	**90,490**	**84,745**
偶発損失引当金	**10,086**	**6,959**
繰延税金負債	－	**56,154**
債務保証	**336,669**	**317,363**
負債の部合計	**110,715,534**	**124,344,425**

（純資産の部）	75期（令和2年3月31日）	76期（令和3年3月31日）
出資金	**330,618**	**330,508**
普通出資金	330,618	330,508
利益剰余金	**8,946,594**	**9,130,687**
利益準備金	331,911	331,911
その他利益剰余金	8,614,683	8,798,776
特別積立金	8,350,000	8,500,000
（体質強化積立金）	(1,760,000)	(1,810,000)
（機械化対応積立金）	(20,000)	(20,000)
当期未処分剰余金	264,683	298,776
処分未済持分	－	**△90**
会員勘定合計	**9,277,213**	**9,461,106**
その他有価証券評価差額金	234,698	621,555
評価・換算差額等合計	**234,698**	**621,555**
純資産の部合計	**9,511,911**	**10,082,662**
負債及び純資産の部合計	**120,227,446**	**134,427,087**

〔貸借対照表の注記〕

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記２．と同じ方法により行っております。
４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　31年～39年
その他の有形固定資産　３年～20年
５．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
７．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（2020年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権は除く）に相当する債権については、今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
８．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
９．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和２年３月31日現在）
年金資産の額　　1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,718,649百万円
差引額　　△142,668百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和２年３月31現在）　0.0830%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年０カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。
14．会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　　502百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として７．に記載しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により重要な影響を受けている特定の貸出先については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率によって、追加の貸倒引当金40百万円を計上しております。また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う緊急事態宣言発出による影響は、今後１年程度は続くものと想定しておりましたが、国内外における感染状況等を踏まえ、当事業年度末において、さらに１年程度は続くものと想定し、特定の貸出先の貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額84百万円
16．有形固定資産の減価償却累計額1,538百万円
17．貸出金のうち、破綻先債権額は175百万円、延滞債権額は866百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は、ありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は５百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20．破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,047百万円であります。
なお、17．から20．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21．手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118百万円であります。
22．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　　1,199百万円
預け金　　510百万円
担保資産に対応する債務
預金　　8,885百万円
借用金　　1,333百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。
23．出資１口当たりの純資産額1,525円74銭
24．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、主に満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースでALM委員会に報告しております。
（ⅱ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第１項第５号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第８号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、4,524百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利

とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
　また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
　当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
　なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項
　令和３年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注１）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）預け金	46,938	47,043	104
（2）買入金銭債権	4,260	4,131	△128
（3）有価証券			
満期保有目的の債券	13,806	14,279	473
その他有価証券	17,782	17,782	－
（4）貸出金（＊1）	49,031		
貸倒引当金（＊2）	△502		
	48,528	49,219	690
金融資産計	131,316	132,456	1,139
（1）預金積金	122,283	122,295	12
（2）借用金	1,363	1,404	40
金融負債計	123,646	123,699	53

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法
金融資産
（1）預け金
　満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
（2）買入金銭債権
　買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。
（3）有価証券
　株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
　なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26. から28. に記載しております。
（4）貸出金
　貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
　①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
　②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
　③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
　要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
（2）借用金
　借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	108
組合出資金（＊2）	6
合　計	114

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊1）	14,714	28,250	－	－
買入金銭債権	44	171	44	4,000
有価証券	2,579	6,350	9,985	11,811
満期保有目的の債券	2,081	1,716	5,144	4,863
その他有価証券のうち満期があるもの	497	4,633	4,841	6,947
貸出金（＊2）	6,664	13,309	10,608	15,953
合　計	24,002	48,080	20,638	31,764

（＊1）預け金のうち、満期のないものは含めておりません。
（＊2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	111,294	10,887	43	58
借用金	1,033	89	241	－
合　計	112,327	10,976	284	58

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28. まで同様であります。
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	507	563	56
	地方債	3,429	3,552	122
	社債	6,355	6,649	293
	その他	1,398	1,428	30
	小計	11,691	12,194	502
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	799	789	△10
	社債	615	596	△19
	その他	700	699	△0
	小計	2,115	2,085	△29
合　計		13,806	14,279	473

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	833	70	763
	債券	10,061	9,905	155
	国債	－	－	－
	地方債	207	199	7
	社債	9,854	9,706	148
	その他	1,967	1,952	15
	小計	12,862	11,928	934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5	6	△0
	債券	2,567	2,599	△31
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	2,567	2,599	△31
	その他	2,345	2,398	△53
	小計	4,919	5,004	△85
合　計		17,782	16,932	849

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	52	24	－
債券	1,018	18	－
社債	1,018	18	－
合計	1,070	43	－

28. 減損処理を行った有価証券
　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
　当事業年度における減損処理額は、ありません。
　また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末の時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復の可能性の判定を行い、減損処理を行っております。
29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,002百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,227百万円あります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	118百万円
減価償却限度超過額	11百万円
賞与引当金	8百万円
役員退職慰労引当金	23百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	190百万円
評価性引当額	△19百万円
繰延税金資産合計	171百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	227百万円
繰延税金負債合計	227百万円
繰延税金負債の純額	56百万円

■損益計算書

（単位：千円）

科目	75期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）	76期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
経常収益	**1,520,950**	**1,343,433**
資金運用収益	1,183,874	1,160,820
貸出金利息	812,630	786,362
預け金利息	48,904	45,956
有価証券利息配当金	304,999	299,324
その他の受入利息	17,340	29,177
役務取引等収益	141,922	131,785
受入為替手数料	49,301	47,585
その他の役務収益	92,621	84,199
その他業務収益	71,840	21,916
外国為替売買益	22	52
国債等債券売却益	69,205	18,803
国債等債券償還益	205	74
その他の業務収益	2,407	2,985
その他経常収益	123,313	28,911
償却債権取立益	120	137
株式等売却益	122,832	24,763
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	361	4,010
経常費用	**1,266,635**	**1,067,752**
資金調達費用	42,329	38,479
預金利息	32,220	29,085
給付補填備金繰入額	2,604	2,266
借用金利息	7,301	6,913
その他の支払利息	203	214
役務取引等費用	135,893	132,781
支払為替手数料	19,841	18,269
その他の役務費用	116,052	114,512
その他業務費用	1,840	14
国債等債券償却	1,833	—
その他の業務費用	7	14
経費	922,766	886,636
人件費	587,434	573,179
物件費	316,464	294,166
税金	18,867	19,290
その他経常費用	163,806	9,839
貸倒引当金繰入額	147,047	8,597
株式等償却	9,200	—
その他の経常費用	7,557	1,241
経常利益	**254,314**	**275,681**

【損益計算書の注記】
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資１口当たり当期純利益金額 29円34銭

（単位：千円）

科目	75期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）	76期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
特別損失	**89**	**0**
固定資産処分損	89	0
税引前当期純利益	**254,225**	**275,681**
法人税、住民税及び事業税	110,527	60,359
法人税等調整額	△35,493	21,312
法人税等合計	**75,033**	**81,672**
当期純利益	**179,191**	**194,009**
繰越金（当期首残高）	**85,491**	**104,767**
当期未処分剰余金	**264,683**	**298,776**

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	75期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）	76期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
当期未処分剰余金	**264,683**	**298,776**
これを下記のように処分致しました。		
剰余金処分額	**159,915**	**159,914**
普通出資に対する配当金	9,915	9,914
特別積立金	150,000	150,000
繰越金（当期末残高）	**104,767**	**138,861**

財務諸表の適正性

令和２年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和３年６月22日

備北信用金庫

理事長　柴倉　清

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分計算書などの決算関係書類は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受け、適正、適法に作成されている旨の監査報告を受理しています。

■主要な経営指標

最近５年間の主要な経営指標の推移

（単位：利益は千円、残高は百万円）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利益	経常収益	1,458,976	1,474,218	1,473,371	1,520,950	1,343,433
	経常利益	285,750	287,559	316,709	254,314	275,681
	当期純利益	201,756	214,687	226,401	179,191	194,009
残高	出資総額	330	330	330	330	330
	出資総口数（口）	6,614,773	6,613,973	6,609,773	6,612,373	6,610,173
	純資産額	9,148	9,495	9,648	9,511	10,082
	総資産額	121,901	116,821	126,745	120,227	134,427
	預金積金残高	110,133	106,256	115,944	109,625	122,283
	貸出金残高	44,717	44,488	49,471	47,376	49,031
	有価証券残高	29,198	28,048	29,248	29,335	31,702
単体自己資本比率（%）		18.00%	18.27%	16.91%	16.71%	16.65%
出資に対する配当金（出資１口当たり、単位：円）		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数（人）		12	11	11	11	11
	（うち常勤役員数）（人）	6	6	6	6	6
職員数（人）		86	85	85	82	85
会員数（人）		8,048	8,000	7,972	7,938	7,883

（注）単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条２の規定に基づく財務省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

（単位：千円、%）

		令和元年度	令和2年度
資金運用収支		1,141,544	1,122,341
	資金運用収益	1,183,874	1,160,820
	資金調達費用	42,329	38,479
役務取引等収支		6,028	△996
	役務取引等収益	141,922	131,785
	役務取引等費用	135,893	132,781
その他の業務収支		70,000	21,901
	その他業務収益	71,840	21,916
	その他業務費用	1,840	14
業務粗利益		1,217,574	1,143,245
業務粗利益率		0.99%	0.89%

（注）１．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（令和元年度 0千円、令和2年度 0千円）を控除して表示しております。

２．業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$×100

業務純益

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度
業務純益	290,259	227,414
実質業務純益	302,975	265,590
コア業務純益	235,397	246,711
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	233,776	246,711

（注）１．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
２．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
３．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円、%）

		平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定		121,882	127,110	1,183,874	1,160,820	0.97	0.91
	うち貸出金	46,968	47,902	812,630	786,362	1.73	1.64
	うち預け金	44,619	44,599	48,904	45,956	0.10	0.10
	うち買入金銭債権	637	4,073	4,404	16,241	0.69	0.39
	うち有価証券	29,136	30,014	304,999	299,324	1.04	0.99
資金調達勘定		114,310	119,232	42,329	38,479	0.03	0.03
	うち預金積金	113,874	118,297	34,825	31,352	0.03	0.02
	うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
	うち借用金	395	892	7,301	6,913	1.84	0.77

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和元年度 -百万円、令和2年度 -百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和元年度 0百万円、令和2年度 0百万円）及び利息（令和元年度 0千円、令和2年度 0千円）をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

（単位：%）

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	0.97	0.91
資金調達原価率	0.83	0.76
総資金利鞘	0.14	0.15

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.20	0.21
総資産当期純利益率	0.14	0.15

（注）
総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}$×100

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	26,673	△54,481	△27,808	58,457	△81,510	△23,054
うち貸出金	20,731	△39,970	△19,239	16,667	△42,934	△26,268
うち預け金	1,544	△15,070	△13,526	△22	△2,927	△2,948
うち買入金銭債権	△5,144	△1,218	△6,362	14,505	△2,568	11,937
うち有価証券	11,495	△161	11,334	9,024	△14,694	△5,670
支払利息	975	△4,766	△3,791	1,764	△5,612	△3,848
うち預金積金	835	△4,274	△3,440	1,313	△4,784	△3,472
うち譲渡性預金	△15	—	△15	—	—	—
うち借用金	△343	△6	△349	5,546	△5,882	△335

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

■預金に関する指標

預金積金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
流動性預金	39,354	43,216
うち有利息預金	31,092	35,538
定期性預金	74,272	74,833
うち固定金利定期預金	66,847	67,600
うち変動金利定期預金	4	4
その他	246	246
計	113,874	118,297
譲渡性預金	—	—
合計	**113,874**	**118,297**

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金
・固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
・変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
定期預金	65,669	67,400
固定金利定期預金	65,665	67,395
変動金利定期預金	4	4
その他	—	—

■貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
手形貸付	2,196	1,515
証書貸付	42,093	43,946
当座貸越	2,481	2,275
割引手形	197	164
合計	**46,968**	**47,902**

貸出金残高

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
貸出金	47,376	49,031
うち固定金利	24,972	25,949
うち変動金利	22,404	23,082

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	23,074	48.70%	22,705	46.31%
運転資金	24,302	51.30%	26,325	53.69%
合計	**47,376**	**100.00%**	**49,031**	**100.00%**

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	811	616
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	7,740	7,739
その他	—	—
計	8,551	8,355
信用保証協会・信用保険	4,820	6,827
保証	4,039	3,636
信用	29,964	30,212
合計	**47,376**	**49,031**

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	17	14
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	17	14
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	1	1
信用	317	301
合計	**336**	**317**

預貸率

（単位：百万円、%）

		令和元年度	令和2年度
貸出金（A）		47,376	49,031
預金（B）		109,625	122,283
預貸率	（A／B）	43.21%	40.09%
	期中平均	41.24%	40.49%

（注）預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

貸出金償却

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却	—	—

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況のページに記載しております。

貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	52	1,278	2.70%	54	1,350	2.75%
農業、林業	7	66	0.14%	8	75	0.15%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	6	0.01%	1	4	0.00%
建設業	101	2,912	6.15%	105	2,892	5.89%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	1,620	3.42%	19	2,185	4.45%
情報通信業	4	926	1.95%	4	940	1.91%
運輸業、郵便業	21	1,120	2.36%	21	985	2.00%
卸売業、小売業	112	2,465	5.20%	121	2,705	5.51%
金融業、保険業	12	9,651	20.37%	11	9,640	19.66%
不動産業	29	2,339	4.94%	28	2,293	4.67%
物品賃貸業	1	9	0.02%	1	21	0.04%
学術研究、専門・技術サービス業	2	22	0.05%	2	23	0.04%
宿泊業	1	327	0.69%	2	327	0.66%
飲食業	25	349	0.74%	40	416	0.84%
生活関連サービス業、娯楽業	20	759	1.60%	27	801	1.63%
教育、学習支援業	1	130	0.27%	1	113	0.23%
医療・福祉	18	1,499	3.16%	19	1,505	3.06%
その他のサービス	57	1,182	2.49%	67	1,446	2.94%
地方公共団体	5	7,686	16.22%	5	8,394	17.11%
個人	3,668	13,019	27.48%	3,435	12,906	26.32%
合計	**4,154**	**47,376**	**100.00%**	**3,971**	**49,031**	**100.00%**

■有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別残高

令和元年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	507	—	507
地方債	117	1,634	234	443	1,051	274	—	3,755
社債	1,464	1,736	1,997	1,194	3,387	8,305	—	18,084
株式	—	—	—	—	—	—	539	539
外国証券	100	891	1,493	1,473	1,186	987	—	6,133
投資信託	—	—	—	306	—	—	2	309
その他の証券	—	3	—	2	—	—	—	5

令和2年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	507	—	507
地方債	1,317	549	293	801	640	834	—	4,436
社債	959	1,180	1,745	1,181	4,753	9,572	—	19,393
株式	—	—	—	—	—	—	948	948
外国証券	300	1,493	803	1,679	893	896	—	6,067
投資信託	—	—	284	—	—	31	28	343
その他の証券	2	—	—	3	—	—	—	6

有価証券の種類別の期末残高・平均残高

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	507	508	507	507
地方債	3,755	4,022	4,436	4,168
短期社債	—	—	—	—
社債	18,084	18,169	19,393	18,631
株式	539	225	948	209
外国証券	6,133	5,851	6,067	6,181
投資信託	309	353	343	309
その他の証券	5	6	6	5
合計	**29,335**	**29,136**	**31,702**	**30,014**

預証率

（単位：百万円、%）

		令和元年度	令和2年度
有価証券（A）		29,335	31,702
預金（B）		109,625	122,283
預証率	（A／B）	26.75%	25.92%
	期中平均	25.58%	25.37%

（注）預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

雲海（弥高山）

■有価証券

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	507	568	60	507	563	56
	地方債	3,546	3,702	155	3,429	3,552	122
	社債	6,423	6,747	324	6,355	6,649	293
	その他	498	509	11	1,398	1,428	30
	小　計	**10,976**	**11,527**	**551**	**11,691**	**12,194**	**502**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	799	789	△10
	社債	1,011	996	△15	615	596	△19
	その他	1,700	1,510	△189	700	699	△0
	小　計	**2,711**	**2,506**	**△205**	**2,115**	**2,085**	**△29**
合　計		**13,688**	**14,034**	**346**	**13,806**	**14,279**	**473**

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

（単位：百万円）

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	376	44	332	833	70	763
	債券	5,914	5,807	107	10,061	9,905	155
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	208	199	8	207	199	7
	社債	5,706	5,607	98	9,854	9,706	148
	その他	1,411	1,400	11	1,967	1,952	15
	小　計	**7,703**	**7,251**	**451**	**12,862**	**11,928**	**934**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	35	40	△4	5	6	△0
	債券	4,942	4,999	△57	2,567	2,599	△31
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,942	4,999	△57	2,567	2,599	△31
	その他	2,833	2,899	△66	2,345	2,398	△53
	小　計	**7,811**	**7,939**	**△128**	**4,919**	**5,004**	**△85**
合　計		**15,514**	**15,191**	**322**	**17,782**	**16,932**	**849**

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが困難な金融商品

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（令和元年度）	貸借対照表計上額（令和2年度）
非上場株式	127	108
組合出資金	5	6

■デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

■金銭の信託

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

（単位：百万円）

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■報酬体系について

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

⑵令和２年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	95

（注）1．対象役員に該当する理事は６名、監事は２名です。（期中に退任した者を含む）。
2．左記の内訳は、「基本報酬」62百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

⑶その他

「信用金庫法施行規則第132条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日付金融庁告示第22号）第３条第１項第３号及び第５号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和２年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」は、令和２年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．令和２年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

Ⅰ．金融再生法開示債権

■金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	356	288
危険債権	792	760
要管理債権	5	5
正常債権	46,608	48,341
合計	**47,763**	**49,396**

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3．「要管理債権」とは、「３カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

■金融再生法開示債権保全状況

（単位：百万円）

		令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権（A）		1,154	1,055
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	356	288
	危険債権	792	760
	要管理債権	5	5
保全額（B）		1,148	1,055
	貸倒引当金（C）	471	428
	担保・保証等（D）	676	626
保全率（B）／（A）（%）		99.42	100.00
担保・保証等控除後債権に対する引当率（C）／((A)－(D))（%）		98.54	100.00

（注）貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

Ⅱ．リスク管理債権

○リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

1．破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
破綻先債権額（A）	220	175
延滞債権額（B）	920	866
合計（C）＝（A）＋（B）	1,141	1,041
担保・保証額（D）	670	613
回収に懸念がある債権額(E)＝(C)－(D)	470	428
個別貸倒引当金（F）	470	428
同引当率(G)＝(F)／(E)(%)	100.00	100.00

2．３カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和2年度
３カ月以上延滞債権額（H）	－	－
貸出条件緩和債権額（I）	5	5
合計（J）＝（H）＋（I）	5	5
担保・保証額（K）	5	5
回収に管理を要する債権額(L)＝(J)－(K)	－	－
貸倒引当金（M）	－	－
同引当率(N)＝(M)／(L)(%)	－	－

3．リスク管理債権の合計額

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
（C）＋（J）	1,146	1,047

（注）1．「破綻先債権」（A）とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2．「延滞債権」（B）とは、未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3．「３カ月以上延滞債権」（H）とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4．「貸出条件緩和債権」（I）とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5．なお、これらの開示額（A、B、H、I）は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6．「担保・保証額」（D、K）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7．「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額（A）・延滞債権額（B）に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8．「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、３ヵ月以上延滞債権額（H）・貸出条件緩和債権額（I）に対して引当てた額を記載しております。

自己資本の充実の状況等について
～定性的な開示事項～

1．自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等より構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	備北信用金庫
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	330百万円
償還期限	―
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約がある場合は、その概要	―

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、コア資本に係る基礎項目では地域からのお客さまからお預かりしている出資金（普通出資金）が該当します。

※コア資本に係る基礎項目とは、普通出資金、利益準備金、剰余金、一般貸倒引当金等のことです。

※コア資本に係る調整項目とは、無形固定資産、繰延税金資産、前払年金費用等、コア資本に係る基礎項目から控除する項目です。（当金庫では、新基準による経過措置を適用しております。）

2．自己資本充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の４％を大きく上回っており経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3．信用リスクに関する項目

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少又は消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施し、債務者区分別や業種別・与信集中によるリスクの抑制のため大口先の与信管理など様々な角度から分析を行っております。一連の信用リスク管理の状況については、融資審査部で検討を行うとともに、常勤理事会においても協議検討を行い、経営陣に対する報告・協議する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「貸出金の償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額等にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率等を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先につきましては、優良担保等を除いた未保全額のうち必要額等又は全額を計上しております。計算された結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。

・法人向けエクスポージャー　(株)格付投資情報センター(R＆I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S＆P)

・金融機関向けエクスポージャー　カントリー・リスク・スコアによります。

※エクスポージャーとはリスクにさらされている資産を指し、貸出金等の与信資産や有価証券等の投資資産などが該当します。

4．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、岡山県信用保証協会があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の基本方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

7．オペレーショナル・リスクに関する項目

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、統合的リスク管理委員会やリスク管理委員会等の各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

⑵オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8．出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政府投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該

当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてはＡＬＭ委員会等に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況についても、定期的なモニタリングを実施するとともに、ＡＬＭ委員会等に定期的に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

９．銀行勘定における金利リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

Ａ．リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、定期的に計測を行い、ＡＬＭ委員会で協議検討をするとともに、常勤理事会等の経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

Ｂ．リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率を管理することで、健全性の確保に努めています。

Ｃ．金利リスク計測の頻度

四半期末でIRRBBを計測しています。

⑵金利リスクの算定方法の概要

Ａ．開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）、金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（a）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

当金庫は、コア預金モデルを使用し平均満期は2.579年となっております。

（b）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

最長の金利改定満期は10年です。

（c）流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別、預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を行っております。

（d）固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

（e）複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

（f）スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

（g）内部モデルの使用等ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEに重大な影響を及ぼす可能性があります。

（h）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、47.46%となっておりますが、自己資本の状況、有価証券の評価損益、信用リスク、流動性等を考慮しつつ、金利リスクの管理を行っております。

Ｂ．自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

（a）金利ショックに関する説明

⊿EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、100BPV等のほか、有価証券においては過去シナリオに基づく金利変動としています。

(b）金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクを100BPVなどにより管理しており、有価証券の債券の100BPVに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には、配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資など100BPVに基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。

また、市場取引については、100BPVに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定し、リスクのコントロールを行っています。また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例に基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

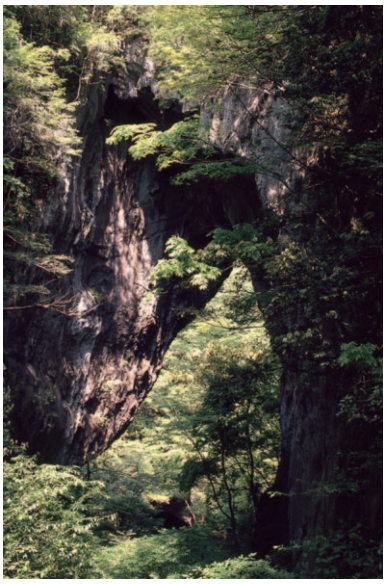

羅生門

自己資本の充実の状況等について
～定量的な開示事項～

「自己資本の充実の状況」
Ⅰ　単体における事業年度の開示事項
1．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,267	9,451
うち、出資金及び資本剰余金の額	330	330
うち、利益剰余金の額	8,946	9,130
うち、外部流出予定額（△）	9	9
うち、上記以外に該当するものの額	－	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	45	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	45	80
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	9,313	9,532
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3	1
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	3	2
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)	9,309	9,530
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,248	54,822
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,278	△2,676
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,278	△2,676
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,447	2,411
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	55,695	57，233
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	16.71%	16.65%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18 年金融庁告示第 21号）」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2．定量的な開示事項
（1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額※1	リスク・アセット	所要自己資本額※1
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	53,248	2,129	54，822	2，192
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	56,519	2,260	57，462	2，298
現金	－	－	－	－
ソブリン向け※3	539	21	537	21
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,215	448	12，513	500
法人等向け	21,390	855	21，391	855
中小企業等向け及び個人向け	6,596	263	6，777	271
抵当権付住宅ローン	949	37	917	36
不動産取得等事業向け	3,794	151	3，656	146
3ヵ月以上延滞等※4	368	14	324	12
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	315	12	287	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	220	8	213	8
出資等のエクスポージャー	216	8	209	8
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	11,128	445	10，841	433
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,663	266	8，970	358
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	521	20	521	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	484	19	431	17
上記以外のエクスポージャー	－	－	－	－
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポジャー	6	0	37	1
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,278	△131	△2，676	△107
⑥ＣＶＡリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ．オペレーショナル・リスク※5	2,447	97	2，411	96
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）※6	55,695	2,227	57，233	2，289

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセット×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行、我が国の地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4．「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞ $\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

金ボタル

（2）信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高※1、※2

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分※4 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー※2	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引※1		債　券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	113,999	127,860	47,764	49,415	22,343	24,261	－	－	264	216
国外	6,507	6,409	－	－	6,207	6,109	－	－	－	－
地域別合計	120,507	134,270	47,764	49,415	28,551	30,371	－	－	264	216
製造業	4,431	5,095	1,322	1,387	3,108	3,708	－	－	11	11
農業、林業	84	87	84	87	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	6	4	6	4	－	－	－	－	－	－
建設業	3,635	3,579	3,034	2,978	600	600	－	－	166	156
電気・ガス・熱供給・水道業	5,732	7,198	1,622	2,186	4,110	5,011	－	－	－	－
情報通信業	1,312	1,801	1,006	1,039	－	500	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,957	1,603	1,156	1,002	800	600	－	－	－	－
卸売業、小売業	3,328	3,785	2,623	2,779	705	1,005	－	－	14	13
金融業、保険業	58,663	67,055	9,682	9,670	8,816	8,016	－	－	－	－
不動産業	4,505	4,716	2,396	2,306	2,109	2,409	－	－	－	－
物品賃貸業	9	21	9	21	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	38	36	38	36	－	－	－	－	－	－
宿泊業	337	336	337	336	－	－	－	－	－	－
飲食業	412	475	412	475	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	922	958	922	958	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	130	113	130	113	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	1,542	1,546	1,542	1,546	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	1,361	1,617	1,361	1,617	－	－	－	－	23	－
国・地方公共団体等	16,541	18,545	7,691	8,418	8,300	8,517	－	－	－	－
個人	12,382	12,447	12,382	12,447	－	－	－	－	48	35
その他※3	3,170	3,244	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	120,507	134,270	47,764	49,415	28,551	30,371	－	－	264	216
1年以下	37,868	26,043	3,093	3,284	1,716	2,620	－	－		
1年超3年以下	13,688	33,324	2,451	2,113	4,226	3,149	－	－		
3年超5年以下	7,749	7,407	3,157	3,235	3,640	2,697	－	－		
5年超7年以下	6,955	7,283	3,592	3,726	3,056	3,553	－	－		
7年超10年以下	11,995	14,686	6,264	8,372	5,731	6,284	－	－		
10年超	36,652	42,512	26,472	26,440	10,180	12,065	－	－		
期間の定めのないもの	5,597	3,012	2,732	2,242	－	－	－	－		
残存期間別合計	120,507	134,270	47,764	49,415	28,551	30,371	－	－		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金等のその他の資産、固定資産等が含まれます。
4．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	23	35	－	＊23	35
	令和2年度	35	73	－	＊35	73
個別貸倒引当金	令和元年度	336	470	－	＊336	470
	令和2年度	470	428	12	＊458	428
合計	令和元年度	359	506	－	＊359	506
	令和2年度	506	502	12	＊494	502

＊洗替えによる取崩額

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額 目的使用		当期減少額 その他		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	12	17	17	17	－	－	12	17	17	17	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	192	165	165	150	－	－	192	165	165	150	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	19	18	18	20	－	－	19	18	18	20	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	6	16	16	20	－	－	6	16	16	20	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	41	41	41	41	－	－	41	41	41	41	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	0	0	－	－	－	－	0	0	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	－	146	146	141	－	－	－	146	146	141	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	64	65	65	37	－	12	64	52	65	37	－	－
合計	336	470	470	428	－	12	336	458	470	428	－	－

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー※3の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウエイト区分（%）	エクスポージャーの額※2※3			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り※1	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	13,520	－	16,006
10%	－	2,242	－	2,185
20%	－	54,988	－	66,350
35%	－	2,713	－	2,620
50%	8,616	527	9,218	623
75%	－	9,097	－	9,323
100%	4,222	21,725	6,626	18,170
150%	－	846	－	817
200%	－	－	－	－
250%	－	1,695	－	1,985
1250%	－	－	－	－
その他	－	310		340
合　計		120,507		134,270

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー※1

（単位：百万円）

信用リスク削減手法※2 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	652	496	3,373	5,053	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

（6）出資等エクスポージャーに関する事項※1

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	414	414	899	899
非上場株式等	655	655	636	636
合　計	1,070	1,070	1,536	1,536

（注）投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは一括して上場株式に含めています。

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
売　却　益	148	24
売　却　損	－	－
償　　却	11	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
評価損益	327	769

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
ルックス・スルー方式を適用するエクスポージャー	300	330
マンデート方式を適用するエクスポージャー	5	6
蓋然性(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

（8）金利リスクに関する事項※1※2

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿ＥＶＥ		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,524	3,351	184	87
2	下方パラレルシフト			7	6
3	スティープ化	3,449	2,720		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	444	242		
6	短期金利低下				
7	最大値	4,524	3,351	184	87
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,530		9,309	

（注）1．金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2．「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日による改正を受け、2020年3月末から⊿NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

信金中央金庫

SCB ～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫(信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。
1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。
信金中金は、信用金庫の業務・経営のサポートを行っているほか、信用金庫から預け入れられた資金や金融債の発行により調達した資金を、有価証券投資や事業会社への貸出により運用しており、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫と信金中央金庫は
信頼のパートナーです

地域経済のパートナー
【信用金庫】

- ●預金残高……約155兆円
- ●巨大なネットワーク
  全国254金庫、7,181店舗
- ●役職員数……約10万人
- ●多数の出資者……約909万人

（2021年３月末現在・速報値ベース）

＋

信用金庫のセントラルバンク
【信金中金】

- ●総資産（連結）……約43兆円
- ●高い連結自己資本比率（国内基準）
  ……25.60%
- ●低い不良債権比率（連結）
  （＝リスク管理債権/貸出金）
  ……0.27%

（2021年３月末現在）

信用金庫の業務にかかるサポート

- ■信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
- ■信用金庫業界のネットワークなどを活用した業務
- ■フィンテックの活用に向けた取組み
- ■信用金庫の決済業務のサポート
- ■信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫の経営にかかるサポート

- ■信用金庫に対する金融商品の提供
- ■信用金庫の業務効率化・経費削減
- ■信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ■信用金庫業界の信用力の維持・向上
- ■信用金庫の市場関連業務のサポート
- ■信用金庫の人材育成のサポート

信用金庫業界の資金運用

- ■信用金庫から預け入れた資金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ

- 証券業務
  - しんきん証券㈱
  - 信金インターナショナル㈱
- 地域商社業務
  - しんきん地域創生ネットワーク㈱
- 金融関連業務
  - 信金シンガポール㈱
  - 信金ギャランティ㈱
  - しんきんアセットマネジメント投信㈱
  - 信金キャピタル㈱
- その他の業務
  - ㈱しんきん情報システムセンター
  - 信金中金ビジネス㈱

（2021年７月１日末現在）

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ（Moody's）	A1
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	A
格付投資情報センター（R&I）	A+
日本格付研究所（JCR）	AA

（2021年５月末現在）

信用金庫法第89条に基づく開示

1．金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
（1）事業の組織 ―― 12
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 ―― 12
（3）会計監査人の氏名又は名称 ―― 22
（4）事務所の名称及び所在地 ―― 13

2．金庫の主要な事業の内容 ―― 14

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 ―― 8
（2）直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
①経常収益 ―― 23
②経常利益又は経常損失 ―― 23
③当期純利益又は当期純損失 ―― 23
④出資総額及び出資総口数 ―― 23
⑤純資産額 ―― 23
⑥総資産額 ―― 23
⑦預金積金残高 ―― 23
⑧貸出金残高 ―― 23
⑨有価証券残高 ―― 23
⑩単体自己資本比率 ―― 23
⑪出資に対する配当金 ―― 23
⑫職員数 ―― 23
（3） 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標
Ⅰ．主要な業務の状況を示す指標
①業務粗利益及び業務粗利益率 ―― 23
②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 ―― 23
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ―― 23
④受取利息及び支払利息の増減 ―― 24
⑤総資産経常利益率 ―― 23
⑥総資産当期純利益率 ―― 23
Ⅱ．預金に関する指標
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ―― 24
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ―― 24
Ⅲ．貸出金等に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ―― 24
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ―― 24
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 24
④使途別の貸出金残高 ―― 24
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ―― 25
⑥預貸率の期末値及び期中平均値 ―― 24
Ⅳ．有価証券に関する指標
①商品有価証券の種類別の平均残高（該当在りません）
②有価証券の種類別の残存期間別の残高 ―― 25
③有価証券の種類別の平均残高 ―― 25
④預証率の期末値及び期中平均値 ―― 25

4．金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
（1）リスク管理の体制 ―― 2
（2）法令遵守の体制 ―― 3
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ―― 6
（4）金融ＡＤＲ制度への対応 ―― 4

5．金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ―― 19-22
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金 ―― 27
②延滞債権に該当する貸出金 ―― 27
③三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ―― 27
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ―― 27
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ―― 28-33
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 ―― 26
②金銭の信託 ―― 26
③信用金庫法施行規則第102条第１項第５号に掲げる取引 ―― 26
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ―― 32
（6）貸出金償却の額 ―― 24
（7）金庫が信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ―― 22

6．報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ―― 26

任意の開示項目
経営者保証に関するガイドラインへの取組について ― 7
総代会について ―― 10

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫
登録金融機関：中国財務局長（登金）第43号
登録番号：中国財務局長（代信）第20号
http://www.shinkin.co.jp/bihoku/
〒716-0037　岡山県高梁市正宗町1964-1　TEL.0866-22-2191　FAX.0866-22-7533

2021年7月発行